

よくある質問

新規登録について

1. 大阪府に主たる営業所を置き、旅行業（又は旅行業者代理業、旅行サービス手配業）を始めたい。新規登録するには、どうすればよいか？
2. 大阪府の申請場所は？

提出書類について

3. 申請・届出様式は？
4. 旅行業務取扱管理者の姓が合格証の姓から変わっている場合の必要書類は？

登録事項の変更（変更届）について

5. 登録事項（代表者、所在地、名称など）の変更があったが、どのような手続きが必要か？
6. 旅行業務取扱管理者（又は旅行サービス手配業務取扱管理者）が変わったが、どのような手続きが必要か？

更新登録について

7. 更新登録はいつまでにしなければならないのか？

変更登録について

8. 変更登録を行った場合、登録年月日はいつになるのか？当初の登録日か、変更登録の日付か？

取引額報告書について

9. 取引額報告書には旅行業者との取引額も計上するのか？
10. 取引額報告書は四捨五入した額を記入すればよいのか？

事業廃止について

11. 旅行業を廃止したいが、どのような手続きが必要か？
12. 個人登録の場合、代表者死亡の際の手続きは？
13. 旅行業協会の保証社員ではなくなったとき、営業保証金に関してどのような手続きが必要か？
14. 営業保証金の額を定める国土交通省令の改正（不足）があった場合の手続きは？

旅行サービス手配業について

15. 旅行業登録をしているが、旅行サービス手配業を行うには新たに登録が必要か？
16. 事業範囲を現在登録している旅行業から旅行サービス手配業に変更したいが、どのような手続きが必要か？

その他

17. 手配・関与した旅行で、事故が発生したときは？
18. 標準約款以外の約款を使用したいが、どのような手続きが必要か？
19. 営業保証金が取戻しできるのはどのような場合か？
20. 登録事項の証明書が必要だが、どのような手続きが必要か？

各種手続きの詳細および様式のダウンロードは、大阪府ホームページ内の次のページをご確認ください

大阪府トップページ上部の検索欄に「旅行業」と入力し検索

→「大阪府ピピっとネット > 旅行業登録関係」をクリック

→「旅行業登録関係」の「申請案内のリンク」から該当する手続きを選択

	質 問	回 答
1	大阪府に主たる営業所を置き、旅行業（又は旅行業者代理業、旅行サービス手配業）を始めたい。新規登録するには、どうすればよいのか？	申請書類を作成の上、担当課へ来庁日の電話予約をお願いします。なお、来庁される際は、旅行業務取扱管理者（又は旅行サービス手配業務取扱管理者）も必ず同行してください。
2	大阪府の申請場所は？	大阪府の咲洲庁舎です。 <住所> 〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16（大阪府咲洲庁舎 37 階 企画・観光課） ・地下鉄中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約 600 メートル ・ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、A T Cビル直結（約 100 メートル）
3	申請・届出様式は？	大阪府ホームページからダウンロードできます。 <検索方法> ① 大阪府ホームページのトップページ上部の検索欄に「旅行業」と入力して検索 ② 「大阪府ピピっとネット>旅行業登録関係」をクリック ③ 「旅行業登録関係」の「申請案内のリンク」から「新規登録」を選択
4	旅行業務取扱管理者の姓が合格証の姓から変わっている場合の必要書類は？	戸籍抄本など、姓が変わったことが分かるものを添付してください。
5	登録事項（代表者、所在地、名称など）の変更があったが、どのような手続きが必要か？	変更があった日から 30 日以内に大阪府へ変更届を窓口持参の上、提出してください。（大阪府ホームページより様式がダウンロードできます（問3参照））
6	旅行業務取扱管理者（又は旅行サービス手配業務取扱管理者）が変わったが、どのような手続きが必要か？	旅行業務取扱管理者（又は旅行サービス手配業務取扱管理者）の変更については、変更届は不要ですが、後任者の氏名・所有資格等を大阪府担当課へ電話にてご連絡ください。
7	更新登録はいつまでにしなければならぬのか？	有効期間満了後も継続して事業を行う場合、「有効期限満了日の 2 ヶ月前まで」に必ず来庁の上、更新登録の申請を行わなければなりません。基準資産額が不足する場合は、増資や債権放棄の手続きが必要になりますので、早めにご準備ください。
8	変更登録を行った場合、登録年月日はいつになるのか。当初の登録日か。変更登録の日付か？	当初の登録日となります。
9	取引額報告書には旅行業者との取引額も計上するのか？	旅行業者との取引額は計上しないでください。旅行者（消費者）の売上げのみ計上してください。
10	取引額報告書は四捨五入した額を記入すればよいのか？	いいえ。四捨五入せずに 1 桁単位で記入してください。
11	旅行業を廃止したいが、どのような手続きが必要か？	窓口持参の上、大阪府へ廃止届を提出してください。旅行業登録の抹消日は提出の日となります。ただし、代理業の場合は、契約解除日が抹消日となります。
12	個人登録の場合、代表者死亡の際の手続きは？	窓口持参の上、大阪府へ死亡届と除籍謄本を提出してください。 （大阪府ホームページより様式がダウンロードできます。（問3参照）） ※相続人が事業を引き継ぐ場合、60 日以内に手続きが必要です。

13	旅行業協会の保証社員ではなくなったとき、営業保証金に関してどのような手続きが必要か？	旅行者が旅行業協会の保証社員ではなくなったときは、直ちに営業保証金を供託し、保証社員でなくなった日から 7 日以内に、窓口持参の上、大阪府へ届出してください。
14	営業保証金の額を定める国土交通省令の改正（不足）があった場合の手続きは？	旅行者は、この場合、速やかに不足額を追加供託し、改正省令の施行日から 3 ヶ月以内に、窓口持参の上、大阪府へ届出してください。
15	旅行業登録をしているが、旅行サービス手配業を行うには新たに登録が必要か？	不要です。旅行者は、旅行サービス手配業の登録を受けなくても、旅行サービス手配業を行うことが可能です。（旅行業法第 34 条） ※旅行者代理業者は旅行サービス手配業を行うことができません。
16	事業範囲を現在登録している旅行業から旅行サービス手配業に変更したいが、どのような手続きが必要か？	旅行業の廃止の手続きを行った上で、旅行サービス手配業の新規登録手続きが必要です。
17	手配・関与した旅行で、事故が発生したときは？	速やかに「事故発生報告書」を窓口持参の上、大阪府へ届出してください。 <届出が必要な場合> ① 死亡者の発生した事故 ② 10 名以上の疾病者・負傷者が発生した事故 ③ 10 名以上で巻き込まれたテロ又は大規模な自然災害 ④ ハイジャック ⑤ その他社会影響が大きいものと旅行者において判断したもの
18	標準約款以外の約款を使用したいが、どのような手続きが必要か？	旅行者は、大阪府に申請し、認可を受ける必要があります。約款を変更しようとするときも同様です。申請には手数料として 15,000 円が必要です。必要書類については、場合によって異なりますので、大阪府旅行業担当へお問合せください。 <現在認可している約款> ・現地発着約款（ランドオンリー約款） ・クルーズ約款（フライ&クルーズ約款） ・クルーズ約款（フライ&クルーズ約款）及び現地発着型約款（ランドオンリー約款） ・コンビニ約款 ・受注型企画旅行約款 ・募集型企画旅行約款 ・事業者を相手方とする受注型企画旅行約款
19	営業保証金が取戻しできるのはどのような場合か？	旅行者は、次の 4 つの場合に営業保証金の取り戻しが可能です。 ① 旅行業の廃止等により登録の抹消があったとき ② 旅行業協会の保証社員となったとき ③ 変更登録（第 2 種→第 3 種又は地域限定等）を受けた場合において、供託している営業保証金の額が新たな業務範囲に対応する営業保証金の額を超えることとなるとき ④ 前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額により、供託している営業保証金の額が供託すべき営業保証金の額を超えることとなるとき
20	登録事項の証明書を発行が必要だが、どのような手続きが必要か？	大阪府に「証明願」を窓口持参の上、提出してください。 証明書の発行には 10 日程度要します。手続き完了後大阪府から連絡しますので、受領印をご持参のうえ大阪府担当課までお越しいただけます。